

奈良県告示第九十六号

平成二十二年三月奈良県告示第四百二十五号（奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年六月十二日から施行する。

平成二十六年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一の表中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。